

教育委員会提出議案

第5号議案

豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

令和4年3月9日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

(説 明)

令和4年度からの子どもスキップ学童クラブの利用定員を変更するため、
本案を提出する。

○豊島区立子どもスキップ条例施行規則（案）

平成29年4月1日

教育委員会規則第7号

改正 平成29年11月30日教委規則第14号

平成30年2月26日教委規則第1号

平成30年11月29日教委規則第8号

平成31年3月1日教委規則第1号

令和2年3月16日教委規則第6号

令和3年3月24日教委規則第3号

令和4年3月●日教委規則第●号

（趣旨）

第1条 この規則は、豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第2項、第9条第2項、第11条及び第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（施設）

第3条 子どもスキップの施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コアスペース
- (2) セカンドスペース
- (3) その他の施設（校庭、体育館その他の対応する小学校の状況によって利用可能な施設）

（子どもスキップ学童クラブ及び利用定員）

第4条 条例第3条第7号に規定する子どもスキップ学童クラブ及び豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年豊島区条例第30号）第14条第5号に規定する利用定員は、別表のとおりとする。ただし、運営上、豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 子どもスキップ学童クラブは、利用定員の1割を一時利用枠として受け入れることができる。

（職員の職種）

第5条 子どもスキップ学童クラブの職員の職種は、所長、児童指導員、学童指導専門員、学童指導員及び学童指導補助からなる。

(利用時間)

第6条 条例第4条第2項に規定する利用時間は、次に掲げるとおりとする。

利用日	利用区分	利用時間
対応する小学校 の休業日	基本利用	午前9時から午後6時（土曜日は午後5時）まで
	延長利用	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く）
	9時前利用	午前8時15分から午前9時まで
対応する小学校 の休業日以外の 日	基本利用	授業終了時から午後6時（土曜日は午後5時）まで
	延長利用	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く）

2 前項利用区分の延長利用及び9時前利用は、基本利用する場合に限り利用できるものとする。

(条例第6条第2項の規則で定める事由等)

第7条 条例第6条第2項の規則で定める事由は、利用時における保護者の状況についての、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当するものをいう。

就労	<p>次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している児童及び小学校の4学年から6学年までに在籍している障害児等については、保護者が午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき12日以上おおむね1か月以上行っている。</p> <p>(2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、保護者が午後1時以降に5時間以上かつ午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき16日以上おおむね1か月以上行っている。</p>
疾病	<p>次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 保護者が、入院又は1週につき3日以上（小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、1週につき4日以上）の通院（月曜日から金曜日までの日において、午後零時以降に係るもの及び土曜日のものに限る。）を、おおむね1か月以上要する。</p> <p>(2) 居宅内において、保護者が寝たきりの状態にあり、又は精神性疾患若しく</p>

	は感染性疾患のため、おおむね1か月以上の療養を要する。
心身障害	身体障害者手帳（1級から4級までのものに限る。）、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
看護又は介護	小学校の1学年から3学年までに在籍している児童について、次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。 (1) 居宅内において、常時看護又は介護を、おおむね1か月以上行っている。 (2) 居宅外において、1月につき12日以上看護又は介護（月曜日から金曜日までの日において、午後零時以降に係るもの及び土曜日のものに限る。）を、おおむね1か月以上行っている。
就学又は技能習得	居宅外において、日曜日を除き、保護者が、次の各号のいずれかに該当する就学又は技能習得を、おおむね1か月以上要する。 (1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している児童及び小学校の4学年から6学年までに在籍している障害児等については、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1月につき12日以上要するもの (2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、午後1時から午後6時までの間、1月につき16日以上要するもの
その他	その他、明らかに児童の保護に欠けると認められる事由（小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、求職中である場合を除く。）

2 条例第6条第2項第2号に規定する健全育成上指導を要するものとは、障害児等及び月曜日から金曜日までの日において、週4日以上午後6時までの利用を必要とするものとする。

（利用の申請等）

第8条 条例第7条第1項の規定による利用の届出は、子どもスキップ利用届出書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による利用の申請は、子どもスキップ学童クラブ利用申請書（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 前項の申請書には、保護者の状況を明らかにする書類を添付しなければならない。

（利用区分の追加）

第8条の2 次条の承認を受けた児童の保護者が、利用区分を追加して子どもスキップ学童クラブを利用しようとするときは、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を委員会に提出しなければならない。

(1) 第6条に規定する延長利用 子どもスキップ学童クラブ延長利用申請書（別記第2—2号様式）

(2) 第6条に規定する9時前利用 子どもスキップ学童クラブ9時前利用申請書（別記第2—3号様式）

（平29教委規則14・追加）

（利用の承認等）

第9条 委員会は、第8条第2項及び前条の申請があった場合、子どもスキップ学童クラブの利用を承認したときは、子どもスキップ学童クラブ利用決定通知書（別記第3号様式）により、利用を承認しなかったときは、子どもスキップ学童クラブ利用不承認通知書（別記第4号様式）により、保護者に通知する。

（平29教委規則14・一部改正）

（利用料）

第10条 条例第9条第2項の規定による利用料は、児童1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第6条に規定する基本利用 月額4,000円

(2) 第6条に規定する延長利用 月額1,000円

(3) 第6条に規定する9時前利用 年額1,000円

（利用料の減免申請）

第11条 条例第11条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする児童の保護者は、子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）等申請書（別記第5号様式）に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合は、その可否を決定し、利用料の減額又は免除を承認したときは、子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）通知書（別記第6号様式）により、利用料の減額又は免除を承認しなかったときは、子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）不承認通知書（別記第6号様式の2）により、申請者に通知する。

（利用料の減免の基準）

第12条 条例第11条第2項の規定に基づき利用料を減免する場合及びその割合は、次に掲げるところによる。

(1) 被保護者であるとき又は児童の属する世帯の当該年度の区市町村民税が非課税のとき 免除

(2) 就学援助を受けているとき又は児童の属する世帯が当該年度の区市町村民税のうち

均等割の額のみを課税されているとき（前号に該当する場合を除く。） 5割減額

(3) 同一世帯から2人以上の児童が利用しているとき（前3号に該当する場合を除く。）

2人目以降の児童につき5割減額

(4) 前各号に掲げるほか、委員会が特に必要があると認めるとき 5割以内の減額又は免除

2 利用料の減免は、前条の規定による減免の申請を行った日の属する月から行うものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（平29教委規則14・一部改正）

（利用の取りやめ）

第13条 子どもスキップ学童クラブの利用をやめようとする児童の保護者は、あらかじめ、子どもスキップ学童クラブ利用辞退届（別記第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

（利用承認の取消し等）

第14条 条例第12条の規定による利用承認の取消し又は利用の停止は、子どもスキップ学童クラブ利用承認取消し・停止通知書（別記第8号様式）を交付して行う。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前の豊島区立子どもスキップ条例施行規則（平成17年豊島区規則第135号）の規定に基づいて行った処分、手続、その他の行為は、本規則中に相当する規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成29年11月30日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区立子どもスキップ条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日教委規則第8号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月●日教委規則第●号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（令4教委規則●・全改）

子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	104
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	132
豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	110
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	199
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	160
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	177
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	108

別記各様式（略）

豊島区立子どもスキップ条例施行規則（平成29年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
本 則 （略）			本 則 （略）		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員	子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	<u>104</u>	豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	<u>104</u>
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	<u>140</u>	豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	<u>150</u>
豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	<u>110</u>	豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	<u>130</u>
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	<u>120</u>	豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	<u>132</u>
豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	<u>102</u>	豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	<u>110</u>
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	<u>100</u>	豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	<u>120</u>
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	<u>170</u>	豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	<u>199</u>
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	<u>88</u>	豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	<u>88</u>
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	<u>100</u>	豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	<u>100</u>
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	<u>218</u>	豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	<u>240</u>
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	<u>160</u>	豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	<u>180</u>
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	<u>80</u>	豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	<u>100</u>
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	<u>150</u>	豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	<u>160</u>
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	<u>110</u>	豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	<u>148</u>

豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	<u>170</u>
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	<u>128</u>
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	<u>140</u>
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	<u>150</u>
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	<u>110</u>
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	<u>135</u>
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	<u>177</u>
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	<u>108</u>

豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	<u>180</u>
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	<u>128</u>
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	<u>150</u>
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	<u>150</u>
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	<u>120</u>
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	<u>135</u>
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	<u>177</u>
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	<u>108</u>

別記各様式 (略)

令和4年度 学童クラブスペースと登録児童数の見込み

令和4年3月1日現在

No.	施設名	実施形態	コア(m ²) A	セカンド(m ²) B	サードスペース(m ²) (*) C	4.4.1 学童クラブ使用面積(m ²) D=A+B+C	利用者数		定員		学年別内訳 4.4.1(予定)				
							3.4.1	4.4.1(予定)	3.4.1	4.4.1	1年生	2年生	3年生	4年生以上	
1	子どもスキップ仰高	敷地内型	82.45	90.56		173.01	75	97	104	104	33	22	27	15	
2	子どもスキップ駒込	敷地内型	44.27	63.00	ランチルーム 67.50 家庭科室 94.50 学習室(少人数) 85.50	354.77	124	143	140	150	52	43	37	11	
3	子どもスキップ巢鴨	敷地内型	46.68	63.00	休憩室 12.00 視聴覚室 94.50 サードルーム 63.00	279.18	97	113	110	130	27	35	33	18	
4	子どもスキップ清和	隣接型	61.47	59.14	本の部屋 21.80 区民集会所(会議室) 34.10 区民集会所(和室) 42.30	218.81	111	122	120	132	42	41	33	6	
5	子どもスキップ西巢鴨	隣接型	63.47	43.37	区民ひろば多目的室 33.49 区民ひろばホール 47.89 和室(教室)工事中は使用不可 63.00	187.71	91	103	102	110	28	34	26	15	
6	子どもスキップ豊成	敷地内型	78.26	74.62	学習情報センター 154.13	307.01	91	114	100	120	35	44	30	5	
7	子どもスキップ朋有	敷地内型	120.14	141.63	第一図書室 67.50	329.27	150	181	170	199	54	63	40	24	
8	子どもスキップ朝日	校舎内型	50.74	96.00		146.74	70	66	88	88	14	22	21	9	
9	子どもスキップ池袋第一	1学期	校舎内型	40.00	63.00	プレイルーム 63.00	166.00	74	98	100	100	36	32	18	12
		2学期以降				64.50									
10	子どもスキップ池袋本町	校舎内型	89.74	71.66	つながりホール 198.95 たんぼほプレイルーム 60.22	420.57	207	227	218	240	72	78	61	16	
11	子どもスキップ池袋第三	校舎内型	73.54	89.56	むらさきふれあいルーム(2学期より学習情報センター) 119.71 工事期間中は家庭科室を代替 108.66 さくらルーム 58.70	341.51 (工事期間中は330.46)	150	168	160	180	52	58	45	13	
12	子どもスキップ池袋	校舎内型	48.60	63.00	家庭科室 96.00	207.60	76	84	80	100	18	32	16	18	
13	子どもスキップ南池袋	隣接型	91.00	90.00	図書室 126.45	307.45	130	155	150	160	51	54	45	5	
14	子どもスキップ高南	校舎内型	70.51	87.00	理科室 87.30	244.81	97	131	110	148	42	40	32	17	
15	子どもスキップ目白	校舎内型	70.00	73.00	和室 64.00 ヒマヤホール 122.15	329.15	157	175	170	180	53	51	54	17	
16	子どもスキップ長崎	校舎内型	63.00	63.00	家庭科室 85.50	211.50	78	96	128	128	29	29	25	13	
17	子どもスキップ要	敷地内型	83.13	91.06	家庭科室 85.05	259.24	128	145	140	150	48	42	37	18	
18	子どもスキップ椎名町	校舎内型	60.00	85.50	図書室 171.00 多目的室(和室) 63.00	379.50	131	130	150	150	44	48	35	3	
19	子どもスキップ富士見台	校舎内型	54.96	63.00	学習情報センター 144.00	261.96	94	110	110	120	31	30	30	19	
20	子どもスキップ千早	校舎内型	66.00	63.00	家庭科室 94.50	223.50	89	82	135	135	29	26	22	5	
21	子どもスキップ高松	校舎内型	43.00	63.00	会議室 63.00 少人数教室 63.00 学習情報センター 136.50	368.50	158	160	177	177	57	53	44	6	
22	子どもスキップさくら	校舎内型	53.78	63.00	生活科室 63.00	179.78	100	101	108	108	39	23	32	7	
合計							2,478	2,801	2,870	3,109	886	900	743	272	

* サードスペースとは・・・学校と協議の上、学校が使用していない時間帯に学童クラブで使用可能となっているスペース。

* 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)により、児童1人につき概ね1.65㎡以上の面積を確保。

学童クラブ登録者の推移(H30年度～R4年度)

	2018(H30)			2019(R1)			2020(R2)			2021(R3)			2022(R4)見込み		
	学童クラブ 利用児童数	小学校 在籍児童数	利用率	学童クラブ 利用児童数	小学校 在籍児童数	利用率	学童クラブ 利用児童数	小学校 在籍児童数	利用率	学童クラブ 利用児童数	小学校 在籍児童数	利用率	学童クラブ 利用児童数	小学校 在籍児童数	利用率
1年生	633	1,463	43.3%	674	1,505	44.8%	839	1,586	52.9%	876	1,606	54.5%	886	1,585	55.9%
2年生	629	1,469	42.8%	600	1,452	41.3%	663	1,504	44.1%	827	1,573	52.6%	900	1,564	57.5%
3年生	481	1,451	33.1%	516	1,472	35.1%	529	1,468	36.0%	587	1,502	39.1%	743	1,528	48.6%
4年生以上	48	4,040	1.2%	49	4,191	1.2%	140	4,330	3.2%	188	4,374	4.3%	272	4,409	6.2%
合計(人)	1,791	8,423	21.3%	1,839	8,620	21.3%	2,171	8,888	24.4%	2,478	9,055	27.4%	2,801	9,086	30.8%
増加数(人)	—	—		48	197		332	268		307	167		323	31	
増加率	—	—		2.7%	2.3%		18.1%	3.1%		14.1%	1.9%		13.0%	0.3%	

※ 区立小学校臨時休業(令和2年3/2～5/31)中、学童クラブは実施。

※ 学童クラブ利用児童数は4/1現在。

※ 令和4年度の学童クラブ利用児童数は3/1現在の見込み。

※ 小学校在籍児童数は5/1現在。

※ 令和4年度の小学校在籍児童数は2/1現在の見込み。
(数字は教育部内部のみ 取扱注意)

